(2)　全国防災事業

事業区分 大項目	事業区分 小項目	対象事業	充当率
一般会計債			
	全国防災事業		
公営企業債			
	水道事業		
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気事業・ガス事業		
	港湾整備事業		100%
	病院事業・介護サービス事業		
	市場と畜場事業		
	地域開発事業		
	下水道事業		
	観光その他事業		

（注1）補正予算債の充当率は、別に定める。
（注2）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県岩国市本郷町本郷字千代佐六〇五の一、六〇五の二、二三二一、二三二二、二三八五、字前大迫六〇六、六一〇、六一一、字利元六四〇、六四二、六四三の一から六四三の三まで、六四五、六四七、六四八の二、二三二〇、字大隅二三一九、字穂田川二三二四、二三二五、字方典川二三二七、字中尾二三六八、二三六九、字古屋ケ迫二三七〇、美川町南桑字深切二〇一一、二〇一三、二〇一四の二、二〇二七、二〇二九、二〇三〇、二〇三五、二〇三六、二〇三八の二、美和町下畑字深切二五二六、二五二七、二八八八、周南市大字須々万奥字下助一九四一の一、一九四一の四、一九四一の五、字平瀬二八三〇の一、二八三〇の二七、字下助下二七四一の一、三七四二、三七四三の一、三七四四から三七五〇まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市仁保下郷字崩三七〇の一二から三七〇の一四まで、三七〇の一九、三七〇の二二、三七〇の九一、三七〇の九二、字渡樋河内三七五の一一、三七五の一二、三七五の八四、三七五の九一、三七五の九三、三七五の九四、三七五の九七、三七五の九七、三七五の一〇〇、岩国市叶木字塔ケ森一三五、一三七、一三八の一、一五〇から一五二まで、一六一の二、周南市大字大潮字屋敷六〇一の一・六〇一の二・六〇一の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字須万字小ヤケ一一六二、字生**弟**一一六四（次の図に示す部分に限る。）、一一六五、字木屋浴一一六六、字小やノ浴一一六七、字木屋ノ浴一一六八、三五一〇、三五一四から三五一七まで、三五三〇から三五四三まで、三五四四（次の図に示す部分に限る。）、三五四五、三五四七、三五八二、三五八六、三五八四、字木屋ケ浴一一七二・一一七四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小やけ一一七八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塔ケ森一三五、一三七、一三八の一、一五〇から一五二まで、一六一の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成七年十一月七日農林水産省告示第千七百四十二号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成七年十一月七日農林水産省告示第千七百四十二号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）